

地域福祉を取り巻く人権課題

～お互いさまの心で支え合う～

(公財) 東京都人権啓発センター 元講師
東京都福祉人材センター「登録講師派遣事業」研修講師
小嶋 洋昭

本研修の目的

○民生委員・児童委員の皆さまの活動を支える基盤となるものが、「人権尊重と人権擁護」に関わる知識と認識です。

○社会の発展とともに人権尊重の重要性は一段と高まっており、地域住民等の人権を守るための新しい法律や条令が制定または改正されている。

○人権の理解を深めることで、日頃の皆さまの活動の一助としていただきたい。



一、「人権侵犯事件の状況」から

1. 令和 4 年の人権侵犯救済手続開始件数と種類別構成
2. インターネット上の人権侵害状況

二、新型コロナ禍で問われる「人権意識」

1. 心に潜む「感染症」を取り除く
2. 「新型コロナウイルス感染症」の 5 類移行後の「人権意識」

三、東京都の人権施策について

1. 「東京都人権施策推進指針」見直し
2. 東京都が掲げる多様な人権施策推進分野

四、様々な人権問題

1. 同和問題の解消に向けて
2. 障害者の人権
3. 子どもの人権
4. 外国人の人権
5. 性的マイノリティ（L G B T）
6. 災害に伴う人権問題

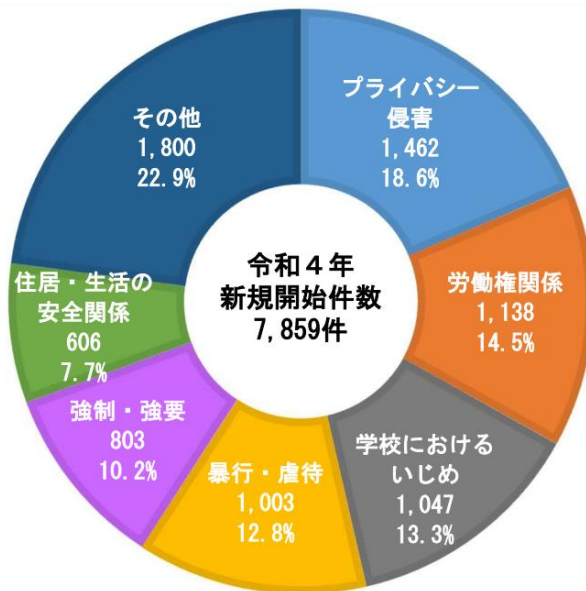
五、地域のつながりを強めるために

1. 基本は「傾聴」の姿勢
2. 対応のマナーとコミュニケーション
3. 注意すべき様々な表現
4. コミュニケーションは「頻度」で決まる！

一、「人権侵犯事件の状況」から

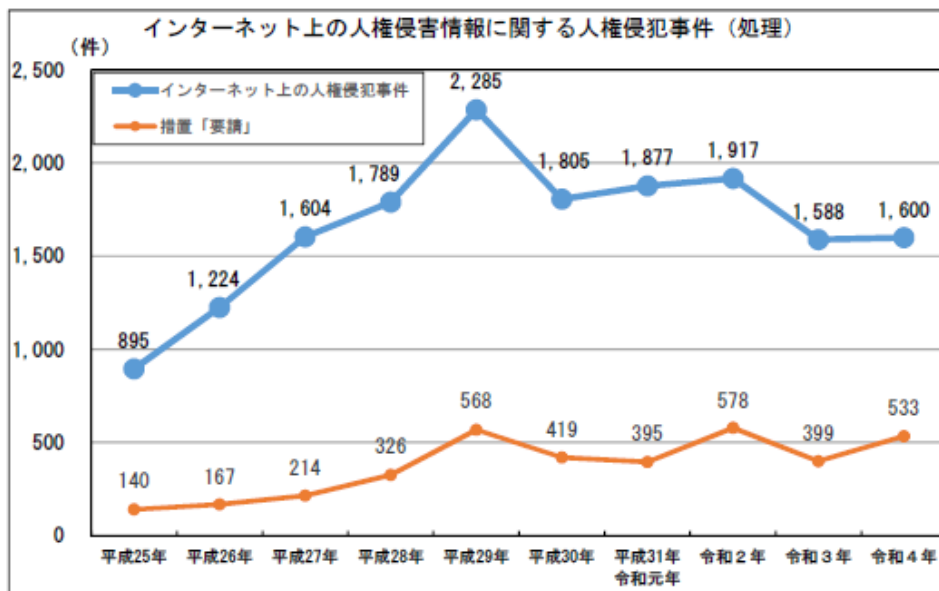
■令和4年における「人権侵犯事件」の状況について（「法務省：令和5年3月発表」）

1. 令和4年の人権侵犯救済手続開始件数と種類別構成



救済手続を開始した総件数 7,859 件
（前年比 722 件減少）

2. インターネット上の人権侵害状況



- ・インターネット上の人権侵犯事件の処理件数は 1,600 件で、前年比 12 件増加した。
- ・なお、人権擁護機関が違法性を判断した上で、プロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求めた件数は 533 件で前年比 134 件増加した。

二、新型コロナ禍で問われる「人権意識」

1. 心に潜む「感染症」を取り除く

- ◆「新型コロナウイルス感染症」は世界中に蔓延し、変異株も発現し続けました。この間、感染者のほか医療従事者等への差別や誹謗中傷が拡大する状態があったことを忘れてはいけません。
 - ・医療従事者やエッセンシャルワーカーとその家族への差別意識や偏見をもたないこと。
 - ・感染者と家族には相手の立場になって接する姿勢が大事です。
- ◆私たちが緊急時に求められることは、「感染症の正しい知識と情報」です。同時に、すべての人を尊重する「人権意識」と「冷静な行動」が求められます。

2. 「新型コロナウイルス感染症」の5類移行後の「人権意識」

- ◆令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、2類から5類に移行しました。
- ◆私たちは持続可能な日常を取り戻すために、あらためて、戦うべき感染症の敵は「人ではなくウイルスだ」ということを忘れてはなりません。

三、東京都の人権施策について

1. 「東京都人権施策推進指針」見直し <平成27（2015）年>

● 基本理念

東京都は「オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催決定を契機として、「**東京都人権施策推進指針**」の見直しを行い、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指して、「次の3点」を基本理念として掲げている。

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ① 人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京 | (人間尊重) |
| ② あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京 | (差別の禁止) |
| ③ 多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京 | (多様性尊重) |

● 施策展開に当たっての考え方

- ① 助け合い・思いやりの心の醸成
- ② 多様性への理解
- ③ 自己実現の支援
- ④ 公共性の視点
- ⑤ 公平な機会の確保

2. 東京都が掲げる多様な人権施策推進分野

- | | | | |
|--------------------------------|---------|-------------------|------|
| ◆女性 | ◆子供 | ◆高齢者 | ◆障害者 |
| ◆同和問題（部落差別） | ◆アイヌの人々 | ◆外国人 | |
| ◆HIV 感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症等 | | | |
| ◆犯罪被害者やその家族 | | | |
| ◆インターネットによる人権侵害 | | ◆北朝鮮による拉致問題 | |
| ◆災害に伴う人権問題 | | ◆ハラスメント | |
| ◆性的マイノリティ（性自認、性的指向） | | ◆路上生活者 | |
| ◆刑を終えて出所した人 | | ◆個人情報の流出やプライバシー侵害 | ほか |

（出典：「みんなの人権」（東京都編集・発行）

四、様々な人権問題

1. 同和問題の解消に向けて

- 「同和問題（＝部落差別）」は、かつて前近代社会で形成された差別意識が現代にまでとり残されてきた人権問題。その解決は「国の責務」で「国民的課題」とされている。
- 平成 28（2016）年に「部落差別解消推進法」が施行された。

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題（出典：「みんなの人権」（東京都編集・発行）

《部落差別の社会的現実》

- ・インターネット書き込み……部落差別を助長する目的で一定地域を同和地区であると指摘する(*)
- ・戸籍謄本不正入手……「職務上請求が認められる有資格者(行政書士、司法書士、弁護士等)」による不正入手など
- ・結婚差別……根深い差別意識が残っている (*)

(*)法務省による実態調査結果 出典:「部落差別の実態に係る調査結果報告書」(法務省 令和2年6月)

- ①部落差別の事案に関して、全体としては顕著な件数の増減は認められないが、インターネットで行われた事案は増加傾向にある。
- ②「不当な差別であるを知っていても、交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否かを気にする」と答えた人が **15.7%**に上るなど、心理面における偏見や差別意識は残っており、このような意識が、結婚に関する差別事象につながっている可能性がある。

■「部落差別解消推進法」施行 <平成28(2016)年>

《この法律の理念と目的》

- ①現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的な人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である。
- ②部落差別の解消に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査といった具体的施策について定めている。

◆「生まれたところで差別する」など不合理な偏見や差別は、現代の私たちの世代で解消すべき課題です。

2. 障害者の人権

- ◆ 障害者の総数(推計)は約1,160万人であり、国民の約9.2%に相当します。
 - ・障害者は11人に1人の割合の人数となっている。(令和5年版 障害者白書)

身体障害児・者	436.0 万人
知的 〃	109.4 万人
精神障害者	614.8 万人
	<u>1,160.2 万人</u>

■ 国連「障害者権利条約」採択 <平成 18（2006）年>

この「条約」は障害者の人権を守るための画期的な国際条約です。
キーポイントは以下の 2 点です。

- ① 障害についての認識を「医学モデル」→「社会モデル」へ転換したこと。
障害を当事者個人の心身の問題とするのではなく社会との関係でとらえることです。
- ② 障害者に対する差別として、直接的な差別のほか、障害者が求める「合理的配慮」に応じないことも差別（間接的差別）になるとしたことです。

■ わが国「障害者基本法」改正など <平成 23（2011）年>

わが国は、国連「障害者権利条約」の趣旨を踏まえて、「障害者基本法」を大幅に改正すると共に、その後「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」など障害者関連の法律を制定しました。

- ◆「障害者基本法」は、法の目的として「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現すること」を挙げています。「障害があるからといって、差別も特別視もしない姿勢！」が大切です。

■ 「障害者差別解消法」<平成 28(2016)年施行>

- ・行政機関や事業者などの、障害者に対する「不当な差別的扱いの禁止」と「合理的配慮の提供義務」などを定めました。
- ・「不当な差別的取扱い」とは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為のことです。
- ・「合理的配慮の提供」とは、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がある場合、財務負担など過重でないとき、必要かつ合理的な取組を行うことです。

◆「合理的配慮」のパターン

- （移動が困難な人へ）
 - ・車椅子を使う障害者が電車やバスなどに乗り降りするときに手助けをする。
 - ・肢体不自由の人が移動できない場所にスロープやエレベーターを設置する。
- （読み書きが困難な人へ）
 - ・窓口で障害の特性に応じた手段（筆談や読み上げなど）で対応する。
 - ・タブレットの翻訳機能や音声読み上げソフトを活用できるようにする。
- （伝えることが困難な人へ）
 - ・指示を1つずつ分けて伝えたり、イラストを活用して説明する。

3. 子どもの人権

■ 国連「子どもの権利条約」採択 <平成元（1989）年>

- ・わが国は、平成6（1994）年本条約を批准し締結国となりました。条約は、子どもも大人と同様に「一人の人間としての権利」が保障されることや個人として「最善の利益」が考慮されることなどが定められています。
- ・しかしその後、社会経済の構造が変化し、家庭や地域の子育て機能が低下するに伴って、児童虐待などが深刻な問題となってきました。虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害です。

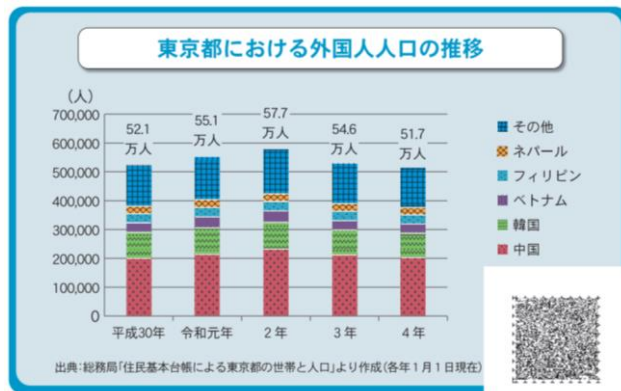
■ 「改正児童虐待防止法」施行 <令和2（2020）年>

- ・改正法では、親権者や里親、児童福祉施設職員による「しつけ」としての体罰禁止が明文化されました。

4. 外国人の人権

■ 外国人が集まる東京

- 東京都には、様々な国籍を持つ多くの外国人が暮らしている。令和4（2022）年1月現在、在住の外国人は約52万人、都民のおよそ27人に1人。
- 私たち一人ひとりが外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、互いの人権を尊重しあい交流を深めていきたい。外国人と共生する社会、多様性を受け入れていくことが大切です。



出典:「みんなの人権」(東京都編集・発行)

■ 住宅や就労などでの差別について

【事例】互いの生活習慣の違いが理解されず、偏見や誤解に基づき不合理な扱いをする

- 住宅の賃貸や商店などの入店を断る、外国人というだけの理由で、就労に関し不合理な扱いをするということが起きている。

〔参考;国土交通省 HP、公財日本賃貸住宅管理協会「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」〕

《「ヘイトスピーチ解消法」》(H28(2016)年施行)

- 近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが問題となっている。これらの人権侵害を解消するために「ヘイトスピーチ解消法」が施行された。

5. 性的マイノリティ (LGBT)

- 近年急速に「性的マイノリティ(LGBTQ)」を巡る社会的な動きが進んでいる。
- 平成27(2015)年、渋谷区と世田谷区が国内で初めて、同性カップルに対して「**結婚相当の関係**」と認める証明書を発行した。その後、全国的に同様の認定を行う都市が拡大していますが、東京都でも令和4年11月1日より「**東京都パートナーシップ宣誓制度**」の運用を開始した。

■ キーワードは「性自認」と「性的指向」

- 「性自認」とは「心の性」で、自分の性別をどう認識しているか。
- 「性的指向」とはどのような性別の人を好きになるか。

◇「性自認」「性的指向」について、何れも「自分の意志で選んだり変えたりできるものではない」ことを理解したい。

- ◇ LGBT (LGBTQ) は、代表的な性的マイノリティの頭文字をとってつくられた用語です。
 - ・わが国では「性的マイノリティ」の表現として「LGBT」などが一般化されているが、海外では、少数派に限定せず、「性的指向」と「性自認」を広く言い表す用語として「SOGI」(ソジ):Sexual Orientation and Gender Identity」という表現が普及している。

L	Lesbian	レズビアン；女性同性愛者	（性的指向）
G	Gay	ゲイ；男性同性愛者	（性的指向）
B	Bisexual	バイセクシュアル；両性愛者	（性的指向）
T	Transgender	トランスジェンダー；出生時に割り当てられた性と異なる性で生きる人、あるいは生きたいと望む人	（性自認）
Q	Questioning / Queer	クエスチョニング / クイアー ；自分の性を決められない、分らない、決めない / 性的マイノリティの総称という意味	（性自認・性的指向）

(1) LGBT に該当する人の比率（各種アンケート調査から）

- 平成28年「日本労働組合総連合会」実施 「LGBT に関する職場の意識調査」より
⇒ LGBT 当事者（20歳から59歳まで） **8.0 %**
- 令和元年「株式会社 LGBT 総合研究所」実施 「LGBT 意識行動調査2019」より
⇒ 性的少数者（LGBT 含む）（20歳から69歳まで） **10.0 %**

(2) 国際社会や国内での改善への動き

- ① 平成2（1990）年、WHO（世界保健機関）は「性的指向」について国際疾病分類の治療対象から除外し、日本精神神経学会も平成7（1995）年に同様の基準を採用しました。
また、令和元年（2019）年、WHOは「性同一性障害」を「精神疾患」から除外し「性の健康に関連する状態（性別不合）」に分類した。
- ② 平成16（2004）年、「性同一性障害特例法」が施行され、一定の基準を満たせば戸籍の性別を変えることが可能となりました。性別取扱い変更者数は年々増加し、令和4年までの累計人数は11,919人となっている。（裁判所司法統計）より）

(3) 「カミングアウト」と「アウティング」

◆ カミングアウト

- 自分がLGBTQであることを告白すること。
- ・ 誰にも言えず悩んでいる人々がいる。

◆ アウティング

- 本人の了承なく、その人の性的指向や性自認を暴露すること。（プライバシー権の侵害）
- ・ アウティングは、当事者の命を奪うほどの差別行為となる。

- 自分の周りにも、様々なタイプの性的指向や性自認をもって暮らしている人々がいることを認識し理解することが大事。

6. 災害に伴う人権問題

- ×「災害は忘れたころにやってくる！」⇒ ○「災害は必ずやってくる！」
- 「災害が発生した時こそ！」一人一人に配慮することが大切です。

◆災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場等を奪い、被災者に大きな被害をもたらす。こうした時こそ、一人一人が被災された方々の状況や心情を理解し、人権に配慮しながら支援していくことが大切です。

◆災害時に一人でも多くの命を救うためには、災害直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮します。とりわけ、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対しては、情報把握、避難、生活手段の確保等の支援が必要です。

このため、地域で連携し、迅速かつ的確に行うことができる支援体制を整えることが重要です。

(出典：「みんなの人権」(東京都編集・発行))

◆避難生活の長期化に伴うトラブルや心ない風評被害が発生することも想定されます。根拠のない情報や偏見で差別することなく被災者の方々の困難を受け止めることが大切です。

五、地域のつながりを強めるために

- 民生委員・児童委員の第一の職務は、行政サービスを必要とする人、援助を必要とする人が、自身のニーズにあった福祉サービスを選択・利用できるよう、相談に応じ援助をすること
- 対象となる人や世帯が抱えている各種の問題や悩みごとを受け止め、解決するために必要な情報を提供したり、専門機関に橋渡しをしたり、それぞれの問題解決に最も適切な援助を行うこと
- 大切なことは、民生委員・児童委員一人で問題を解決しようとは考えないこと
- 人と人との間隙を埋めるのが「コミュニケーション」です。効果的な技法が、人権感覚を備えた「傾聴」と「コミュニケーション」

1. 基本は「傾聴」の姿勢

- ◆最も大切なことは、「あなたの話を真剣に受け止めています」というメッセージが相手に伝わること。そのためには、集中して相談者の話を聴くことが重要です。

《その効果》

- ① 悩みや心配事がある時、誰かに話をしっかり聴いてもらうことで、それだけで気持ちが落ち着く。
- ② より一層相談しやすい「信頼関係」の構築につながる。

2. 対応のマナーとコミュニケーション

(1)すべての人を大切に

- 敬意を払った挨拶から
- 先入観や偏見は持ち込まない
- 相手のプライドを尊重する

(2)自分の「表情と姿勢」を整えて

- 相手の感情に寄り添った表情で
- 目線を合わせ姿勢を正して

(3)心地よい「言葉づかい」を

- まず、敬語で話しかける
- 丁寧に明瞭な発音で
- 言葉は短く、分かりやすく

■ 特に、外国人など言葉の理解が困難な人には

- ① ゆっくり、はっきりと話す
- ② 文節を短く区切って、短い言葉にする
- ③ 主語と動詞を明確化する
- ④ 大事な部分は繰り返す。理解を促し確認する

⑤ あいまいな言い方はしない

- ・肯定・否定をはっきりさせる（はい、いいえ）
- ・「大丈夫です」などどちらとも取られることは言わない
- ・「多少、できるだけ」は数量・時間などで具体的に示す

⑥ メモやイラストも活用する

- ・相手の話を好き嫌いで判断せず、話の背景に関心を持って聴く。
- ・相手が安心して話せるよう、傾聴の姿勢を大事にする。

3. 注意すべき様々な表現

◆日々の会話の中に「相手を傷つけてしまう言葉」はないだろうか？

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ×性転換手術 | ⇒ <u>○性別適合手術</u> |
| ×「肌色」（クレヨン等） | ⇒ <u>○うすだいたい</u> |
| ×ハーフ | ⇒ <u>○国際児・ダブル</u> |
| ×身分証明書 | ⇒ <u>○本人確認書類</u> |
| ×外人 | ⇒ <u>○外国人（黒人：アフリカ系〇〇人）</u> |
| ×入籍した（婚姻届） | ⇒ <u>○結婚した・婚姻届を提出した</u> |

◆「表現の自由」は尊重すべき人権だが、「表現に暴力」は許されない。

4. コミュニケーションは「頻度」で決まる !

■ すぐにできる「4つの技」、日々の実践で習慣化

《効果的な基本スキル》

① 気持ちの良い挨拶から始まる

- ・「おはようございます」「お疲れさま」、リードは上司から。
- ・相手の顔（目）を見て。

② 笑顔に敵なし

- ・“笑顔に勝る化粧なし”
- ・上司の顔は職場の顔。

③ ほめる

- ・人は皆、他人から評価され、ほめられたいと思っている。

④ 感謝の気持ちを言葉にする

- ・「ありがとう」という感謝の表明こそ「魔法の呪文」。

◆ すべて「無料」、心がければ、誰にでも今からできる。

◆ これがコミュニケーションの極意。

以 上